

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 森田委第9号
委託業務名称	横山(名越)生活環境保全林維持管理業務委託
委託業務場所	長浜市名越町
業務の概要	車道整備 車道除草 L=1,680m 側溝清掃 L=116m 路線延の10% 歩道整備 歩道除草 L=15,906m 7,953m×2回 給水施設管理 散水栓管理 46箇所(23箇所×2回) 塵芥処理 ゴミかご管理 240箇所(30箇所×8回) 便所掃除 24箇所(3箇所×8回) 巡回監視 24回
履行期間	令和5年4月1日から令和5年11月30日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	金940,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市名越町758番地1 [商号又は名称] 名越町保全林管理委員会
契約相手方の選定理由	名越町保全林管理委員会は、地元住民で構成されていることから、郷土を愛する意識が強く、同委員会に委託することで地元の人と保全林との自然なふれあい・自然保護の意識が高まる。また、地域の実情を熟知していることから効率的な保全林の維持管理が図れるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。